事　務　連　絡
令和２年３月 10 日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療制度主管課（部）
　介護保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局　御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、
後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて

平素より医療保険制度及び介護保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり情報提供いたしますので、都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い申し上げます。

記

１．届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）又は介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等の規定に基づき、これらの届出の事由が生じた日から 14 日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

２．保険料（税）の徴収猶予の取扱い

特別な理由がある者については、

・　国民健康保険においては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条の規定に基づき保険者の判断で、

・　後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、

・　介護保険においては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、

保険料(税)の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これらを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。